

おくやみのしおり

～ご逝去に伴う手続きのご案内～



東京都北区

このたびは、大切な方がお亡くなりになり、心よりお悔やみ申し上げます。

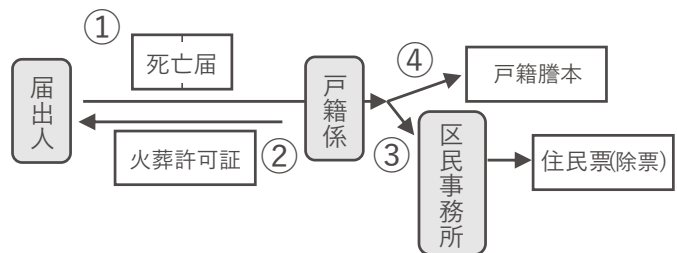
このご案内は、北区にお住まいだった方がお亡くなりになった際に必要な諸手続きをご紹介します。亡くなられた方によって、必要な手続きが異なるため、掲載されていない手続きや問い合わせ先もあるかとは存じますが、ご了承ください。

このご案内が、ご遺族の方に少しでもお役に立てれば幸いです。

～死亡届を出された後～

ご遺体を火葬するための火葬許可証が発行されます。火葬許可証は、納骨する際にも必要となりますので無くさないようにご注意ください。死亡届を出されると故人が日本国籍の場合、戸籍から除籍されます。本籍地に届ければ概ね3～7日、本籍地以外ですと7～14日程で戸籍に死亡の記載がされます。

また、故人の住民票は除票になります。



～諸手続きをする前に～

1. 故人名義のものを整理します。

死亡に伴う名義変更などの手続きについては、故人の年齢や立場により様々なものがあります。まずは、故人に関わる品物について整理と確認からはじめます。故人の名義になっているものは、多くの場合、手続きが必要になります。

2. 手続き先に問い合わせをします。

窓口等へ手続きに行かれる前に、あらかじめ手続き先に電話などで必要な書類等を必ずご確認ください。手続きによっては、戸籍、除籍、改製原戸籍や住民票の除票などが必要になります。どのような書類が必要かは、手続き先によって異なりますので、必ず手続き先に確認してからそろえてください。

●区役所での手続き・相談

お亡くなりになった方が北区にお住まいだった場合の手続きです。

東京都北区役所 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 電話3908-1111 (代表)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 亡くなられた方について	内容	問い合わせ先・窓口
住民票	1 <input type="checkbox"/> 世帯主の方	世帯変更の届が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。	王子区民事務所・第2庁舎1階 直通3908-8745 赤羽区民事務所・赤羽駅高架下 直通5948-9541 滝野川区民事務所・滝野川会館1階 直通3910-0141
	<input checked="" type="checkbox"/> チェック欄としてご活用ください。		
健康保険	2 <input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	保険証の返納 世帯主が変わった世帯の保険証の書き換え	国保年金課国保資格係・第1庁舎2階23番 直通3908-1131
		葬祭費の支給申請	国保年金課国保給付係・第1庁舎2階22番 直通3908-1132
	3 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の返納 葬祭費の支給申請	国保年金課高齢医療係・第1庁舎2階21番 直通3908-9069
介護保険	4 <input type="checkbox"/> 介護保険証をお持ちの方	保険証の返納	介護保険課介護保険料係・第1庁舎1階12番 直通3908-1285
年金	5 <input type="checkbox"/> 国民年金加入者・受給者	内容により届け先が異なります。詳しくは14欄をご確認のうえ、お問い合わせください。	国保年金課国民年金係 給付担当・第1庁舎2階26番 直通3908-1138
福祉	6 <input type="checkbox"/> 障害者手帳をお持ちの方 障害に関する各種サービスをご利用の方	愛の手帳の返納 身体障害者手帳の返納 精神保健福祉手帳の返納 障害に関する各種サービスの諸手続き 各種手当の手続き	王子障害相談係・第1庁舎1階1～2番 直通(給付担当)3908-9081 (地区担当)3908-1358 (医療担当)3908-1359 赤羽障害相談係・赤羽会館6階 直通3903-4161
	7 <input type="checkbox"/> 高齢者に関する各種サービスをご利用の方	緊急通報システム おむつ支給助成 徘徊高齢者家族支援(GPS) 福祉電話などの終了手続き	高齢福祉課高齢相談係・第1庁舎1階9番 直通3908-9083
子育て	8 <input type="checkbox"/> 児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方 乳幼児・子ども医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方	消滅届 受給者変更届など	子ども未来課子育て給付係・第1庁舎2階6番 直通3908-9096
税	9 <input type="checkbox"/> 住民税関係	特別区民税・都民税の承継人(相続人)の選定について	税務課課税第1～4係・第1庁舎2階8～11番 直通3908-1113
バイク	10 <input type="checkbox"/> 排気量125cc以下のバイクをお持ちの方	名義変更、廃車	税務課税務係・第1庁舎2階12番 直通3908-1114
その他	11 <input type="checkbox"/> 犬の飼い主の方	飼主変更の届	北区保健所生活衛生課・北区保健所2階1番 直通3919-0431
	12 <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳、第一種・第二種健康診断受診者証、各種手当証書をお持ちの方	手帳・各証書の返納 葬祭料の支給申請	健康福祉課健康福祉係・第2庁舎3階 直通3908-9015
	13 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の相続等についての区民相談 ※各相談は、すべて予約制です。電話または窓口で予約を受け付けます。	○弁護士による法律相談 月・水・金曜 午後1時～3時半 ○税理士による税金相談 第2・3木曜 午後1時～4時 ○司法書士による登記等相談 第2木曜 午後1時～4時 ○行政書士相談 第2火曜 午後1時～4時	広報課区民相談室・第1庁舎3階2番 直通3908-1101

●区役所以外での手続き・相談

問い合わせ先は、北区を管轄する機関を載せてあります。

手続きによっては問い合わせ先が異なる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	亡くなられた方について	内 容	問い合わせ先・窓口
年金	14	<input type="checkbox"/> 国民年金加入者・受給者	○加入者の手続き 遺族年金、寡婦年金、死亡一時金など ○受給者の手続き 年金受給者の死亡届の提出、亡くなられた方の未支給年金、遺族年金など ☆各年金給付については、それぞれ支給要件があります。	請求する方の住所を管轄する年金事務所 北年金事務所 電話3905-1011 (初めに自動音声案内が出ます) 請求は、「年金事務所」または「街角の年金相談センター」
		<input type="checkbox"/> 厚生年金加入者・受給者		
		<input type="checkbox"/> 各共済組合加入者・受給者 (国家公務員・地方公務員 (公立学校)・私学共済等)	手続きについては、各共済組合事業所に直接電話でお問い合わせください。	各共済組合事業所、勤務先
		<input type="checkbox"/> 厚生年金基金加入者・受給者	死亡届など	各年金基金事業所
		<input type="checkbox"/> 国民年金基金加入者・受給者	死亡届など	全国国民年金基金 電話0570-008-002 国民年金基金連合会 電話5411-0211(代)
健康保険	15	<input type="checkbox"/> 健康保険(社会保険)加入者	資格喪失届、埋葬料(本人・家族)の請求	勤務先または管轄の年金事務所
税	16	<input type="checkbox"/> 国税関係	所得税、相続税、医療費控除による税金の還付など	管轄の税務署 王子税務署 電話3913-6211(代)
		<input type="checkbox"/> 都税関係	固定資産税・都市計画税など	管轄の都税事務所 北都税事務所 電話3908-1171(代)
預貯金等	17	<input type="checkbox"/> 銀行預金名義人	預金口座解約、ローンの清算など	銀行
		<input type="checkbox"/> 郵便貯金名義人	貯金口座解約	郵便局
	18	<input type="checkbox"/> 有価証券所有者	名義変更	証券会社
不動産	19	<input type="checkbox"/> 土地・建物所有者	名義変更	管轄の登記所 東京法務局北出張所 電話3912-2608(代)
自動車・バイク	20	<input type="checkbox"/> 普通自動車、排気量126cc以上のバイクをお持ちの方	名義変更、廃車	関東運輸局 練馬自動車検査登録事務所 電話050-5540-2032
		<input type="checkbox"/> 軽自動車をお持ちの方	名義変更、廃車	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 電話050-3816-3101(代)
保険	21	<input type="checkbox"/> 生命保険加入者	保険金請求、解約など	生命保険会社
	22	<input type="checkbox"/> 簡易保険加入者	保険金請求、解約など	郵便局
電気	23	<input type="checkbox"/> 電気使用契約者	名義変更、解約など	契約会社
水道	24	<input type="checkbox"/> 水道使用契約者	名義変更、解約など	東京都水道局お客さまセンター 電話5326-1100
ガス	25	<input type="checkbox"/> ガス使用契約者	名義変更、解約など	契約会社
電話	26	<input type="checkbox"/> 電話加入者	名義変更、解約など	契約電話会社

●戸籍謄本・住民票などについて

《1. 戸籍謄本等請求のポイント》

諸手続きによっては、戸籍謄本等が必要な場合があります。銀行等の提出先にお問い合わせいただき、どの証明が必要かご確認してから区役所にお越しいただくと、手続きがスムーズに進みます。

① 提出先に、どのようなことが記載された戸籍が必要かご確認ください。

例) 出生～亡くなるまでの戸籍、亡くなったことがわかる戸籍、故人との親子関係を証明できる戸籍
提出先によっては、原本を返却してもらえる場合がございますので、併せてご確認ください。

② 出生～亡くなるまでの戸籍とは

“出生届を出して初めて入籍した戸籍”から、“死亡届を出して除籍された戸籍”のことです。相続などの手続きにおいては、故人の親族的身分関係を確認するために求められる場合があります。その際は、何種類もの戸籍（戸籍、除籍、改製原戸籍など）を複数の市区町村から取り寄せることがあります。

③ 亡くなったことがわかる戸籍謄本等は、死亡届を出されてからすぐには交付できません。

死亡届を出されると故人が戸籍から除籍されますが、届出を本籍地に届けば概ね3～7日、本籍地以外ですと7～14日程、亡くなったことの記載がされるのにお時間がかかります。

④ 本籍地の市区町村にご請求ください。

戸籍謄本等については、本籍地の市区町村のみで発行できます。

本籍は戸籍のある場所で、住所の表記とは別のものでありますのでご注意ください。

本籍地が遠方にあたり、窓口のあいている時間に役所に行くことができない方は、郵便で戸籍謄本等をご請求いただくことも可能です。詳しくは本籍地の役所にお問い合わせください。

北区ではホームページ上に郵送請求の方法を載せていますので、ご覧ください。

本籍地が北区の戸籍についてご不明な点は、戸籍係（03-3908-8710）にお問い合わせください。

《2. 亡くなられた方の住民票（除票）について》

請求する際に、注意が必要です。詳しくは、2ページ目1欄の各区民事務所へお問い合わせください。

① 請求者と故人との関係がわかる下記のような疎明資料が必要です。

戸籍謄本、登記事項証明書、認証文付き法定相続情報一覧図の写し、遺言書など

② 故人の住民票の除票に個人番号（マイナンバー）を載せることはできません。

《3. 亡くなられた方の個人番号（マイナンバー）について》

① 故人のマイナンバーカードやマイナンバーの通知カードは各区民事務所へ返納していただくことができます。（遺族の方が裁断するなどして、廃棄することも可能です。）

ただし、相続等の手続きでマイナンバーの提出を求められる場合がありますので、諸手続きを終えるまでは、遺族の方が保管しておいてください。

② 故人がマイナンバーカード、通知カードを持っていない場合、その方のマイナンバーを知ることができません。相続等の手続きでマイナンバーの提出を求められた際、マイナンバーを記載しなくても手続きができる場合があります。詳しくは提出先にお問い合わせください。

○各種手続き・相談はそれぞれの「問い合わせ先・窓口」へお問い合わせください

東京都北区役所区民部戸籍住民課戸籍係
（令和2年12月現在）